

# 応募要領

公益社団法人  
農林水産・食品産業技術振興協会

公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会の企画競争公告に基づく企画競争については、この応募要領によるものとします。

応募に当たっては、本応募要領をよくご理解の上、本業務に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いします。

## 1. 契約者

公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会理事長 藤本 潔

## 2. 担当部局

〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-2-1 日土地内幸町ビル2階  
公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会(以下「JATAFF」という。)  
SBIR フェーズ3 事業執務室  
電話：03-3509-1161 FAX：03-3509-1165  
[電子メールアドレス：sbir3@jataff.or.jp](mailto:sbir3@jataff.or.jp)

## 3. 競争に付す事項

- (1) 件名 農林水産省中小企業イノベーション創出推進事業（SBIR フェーズ3 基金事業）にかかるプロジェクト実施主体への社会実装支援業務
- (2) 仕様等 詳細は、別紙「応募企画提案書作成にあたって」（以下「応募企画提案書作成要領」という。）のとおりとします。
- (3) 履行期間 契約締結日～令和10年3月31日まで
- (4) 履行場所 別紙「応募企画提案書作成要領」によります。
- (5) 予算額 380,000,000円(消費税及び地方消費税含む)以内とする。

## 4. 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。  
なお、契約を締結する能力を有しない者とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人、未成年者のうち営業の許可を得ていない者をいいます。
- (2) 次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過していない者でないこと。また、この者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者も同様とします。
  - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをされている者及び民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをされている者でないこと。

- (4) 別紙「応募企画提案書作成要領」に記載する要件を有し、業務体制が整備されていることを証明出来る者であること。

5. 応募する際の注意点

- (1) 委託先として選定された場合には、「農林水産省中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付要綱」及び「農林水産省中小企業イノベーション創出推進事業費補助金実施要領」並びに「農林水産省中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付規程」等関係法令等の規定に従って受託業務を実施していただくこととなります。
- (2) 全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- (3) 偽りその他不正な行為の疑いがある場合には、必要に応じて農林水産省が、現地調査等を実施する場合があります。  
なお、受託業務に係る取引先（委託先、外注（請負）先以降も含む。）に対して、必要に応じ現地調査等を実施しますので、あらかじめ取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じていただきます。
- (4) 受託業務を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは受託業務の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く。）に当たっては、農林水産省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（受託業務の実施体制が何重であっても同様。）。

掲載アドレス：<https://sbir3.jataff.or.jp/>

6. 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、「応募企画提案書作成要領」に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、応募申請書(以下「申請書」という。)及び応募企画提案書等を提出し、競争参加資格の有無及び書類選考等を受けなければなりません。

- ① 提出期間：令和5年9月14日（木）までの土曜日、日曜日除く毎日午前9時から午後5時
- ② 提出場所：〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-2-1 日土地内幸町ビル2階  
公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会  
SBIR フェーズ3 事業執務室
- ③ 提出方法：持参又は郵送(書留又は簡易書留に限る)願います。なお、電送等は受け付けません。
- (1) 申請書は別紙「応募企画提案書作成要領」の様式1により作成願います。
- (2) 応募企画提案書等は別紙「応募企画提案書作成要領」の様式2により作成願います。
- (3) その他
- ① 申請書、資料の作成及び提出に係る費用は提出者の負担となります。
- ② JATAFF は、参加希望者から提出された申請書及び資料(価格に関する情報を除く。)を競争参加資格の確認のほか、予定価格算定の際の市場調査のために参加希望者以外の者から参考見積書の提出を依頼するに際し、製品及び規格情報を提供するため、企画競争に影響を及ぼさないと認められる範囲において使用できるものとします。  
なお、JATAFF は、上記以外に参加希望者から提出された申請書及び資料を使用する必要がある場合は、あらかじめ参加希望者の許可を得るものとします。
- ③ 提出された申請書及び資料は返却しません。
- ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めません。

7. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がない旨の通知を受けた者は、JATAFF に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面(様式は任意)により説明を求めることができます。

① 提出期限：令和5年9月22日(金) 午後5時

② 提出場所：〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-2-1 日土地内幸町ビル2階  
公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会  
SBIR フェーズ3 事業執務室

③ 提出方法：書面は持参又は郵送(必着)願います。なお、電送等は受け付けません。

(2) JATAFF は、説明を求められた時は、令和5年9月29日(金)までに説明を求めた者に対し、書面により回答します。

#### 8. 応募要領等に対する質問・問い合わせ先

(1) 応募要領等に対する質問等がある場合には、次に従い電子メールにより提出願います。

① 提出期限：令和5年9月12日(火)までの土曜日、日曜日を除く毎日午前9時から午後5時

② 提出場所：公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会  
SBIR フェーズ3 事業執務室  
電子メールアドレス：sbir3@jataff.or.jp

(2) 質問等に対する回答は必要に応じて参加希望者全員にその内容を通知します。

#### 9. 契約相手方の決定方法(書類及び面接審査の実施)

提出された企画書等を基に JATAFF に設置する企画競争審査会において、審査基準に基づき審査し、最も優秀な企画書等を提出した1者を契約相手方とします。承認された相手方には書面により令和5年9月22日(金)(予定)までに決定通知を送付します。

なお、応募企画提案書等の審査に当たっては、書類及び面接審査を実施します。面接審査は令和5年9月19日(火)を予定しておりますが、時間及び会場等詳細は JATAFF より別途指示します。

#### 10. 企画書等の無効

本公告に示した競争参加資格のない者、虚偽の資料を提出した者、求められる義務を履行しなかった者、その他企画競争に関する条件に違反した者の提出した応募企画提案書等は無効となります。

#### 11. 契約書の作成

別添「委託契約書(案)」に基づき、委託契約書を作成するものとします。

#### 12. その他

契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

申請書及び資料に虚偽の記載を行った場合は、物品供給契約等に係る取引停止を行うことがあります。





## 別 添

### 委託契約書（案）

委託者 公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会理事長 藤本 潔（以下「甲」という。）  
と受託者 ●●●●（以下「乙」という。） は、「農林水産省中小企業イノベーション創出推進事業（SBIR フェーズ3 基金事業）にかかるプロジェクト実施主体への社会実装支援業務」について、次のとおり委託契約を締結する。

#### （実施する委託事業）

第1条 甲は、次の委託事業の実施を乙に委託し、乙は、その成果を甲に報告するものとする。

##### （1）委託事業名

「農林水産省中小企業イノベーション創出推進事業（SBIR フェーズ3 基金事業）にかかるプロジェクト実施主体への事業化支援業務」（以下「本委託事業」という。）

##### （2）本委託事業の内容及び経費

別添委託事業計画書（別紙様式第1号）のとおりに

##### （3）履行期間

委託契約締結の日～令和10年3月31日（5ヶ月間）

#### （本委託事業の遂行）

第2条 乙は、本委託事業を、第1条の委託事業計画書に記載された計画に従って実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

2 乙は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもってこの契約に基づく業務を行わなければならない。

#### （委託費の限度額）

第3条 甲は、本委託事業に要する費用（以下「委託費」という。）として、

金●●●●●●●●円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。（注）「消費税及び地方消費税の率」は、成果の引渡し時点の消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による税率を適用する。

2 乙は、委託費を別添の委託事業計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

#### （再委託）

第4条 乙は、委託事業の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に再委託してはならない。

なお、主たる部分とは、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分をいうものとする。

2 乙は、この委託事業達成のため、委託事業の一部を第三者に再委託することを必要とするときは、甲に事前に委託事業再委託申請書を提出し、その承諾を得るとともに、別紙1「委託事業の再委託に関する特約条項」に従って行うものとする。ただし、再委託ができる業務は、原則として委託費の限度額に占める再委託金額の割合が50パーセント以内の業務とする。グループ企業との取引であることのみを選定理由とする委託、外注（再委託及びそれ以下の委託を含む）は認められない。

#### （実績報告）

第5条 乙は、本委託事業の実施期間中の毎年度末までに当年度の実施期間中の委託事業実績報告書（別紙様式第2号）を甲に提出するものとする。

なお、本委託事業を中止し、又は廃止したときは、速やかに本委託事業の成果を記載した委託事業実績報告書（別紙様式第2号）を甲に提出するものとする。

- 2 乙は、前項の実績報告書を甲に提出するに当たっては、併せて、第19条で規定している帳簿類及び証拠書類等を提出するものとする。

#### (検査)

第6条 甲は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく当該委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうかを当該実績報告書及びその他関係書類又は実地により検査を行うものとする。なお、必要に応じて、その他関係書類を提出させ、又は実地に検査を行うものとする。その際、農林水産省も現地調査を行う場合がある。

また、受託業務に係る取引先（委託先、外注先及びそれ以下の委託先、外注先を含む）に対しても、同様の現地調査等を実施することがある。

- 2 甲が前項に規定する検査により、当該委託事業の全部又は一部が本契約に違反し又は不当であることを発見したときは、甲は、その是正又は改善を求めることができる。この場合においては甲が乙からは是正又は改善した給付を終了した旨の通知を受領した場合は、甲は遅滞なく当該委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうかを再度検査を行うものとする。

#### (委託費の額の確定)

第7条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該委託事業が契約の内容に適合すると認めるときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

- 2 前項の委託費の確定額について、本委託事業に要した毎年度の経費の実支出額合計は第3条第1項に規定する委託費の限度額を超えることができない。

#### (委託費の支払)

第8条 甲は、前条の規定により委託費の額が確定した後、乙からの適法な請求書を受領した日の翌月の末日までに支払を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙が委託事業遂行のために必要な経費を受けようとするときには、概算払を請求することができ、甲は、これを適当と認めるときは、概算払をすることができるものとする。
- 3 乙は、前二項の規定により委託費の請求をするときは、請求書（別紙様式第3号）を甲に提出するものとする。

#### (過払金の返還)

第9条 乙は、既に支払を受けた委託費が、第8条第1項に規定する委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示により返還するものとする。

#### (所得財産の制限)

第10条 乙は、この委託事業内容からみて、1点100,000円以上の備品、製造品等を購入及び管理してはならない。

#### (本委託事業の変更、中止等)

第11条 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方の承諾を得てこの契約の内容を解除又は変更できるものとする。

- (1) 本委託事業の実施の途中において、委託費の限度額、履行期間又は委託事業計画書に定められた委託事業の目的の変更を行う必要が生じたとき。
- (2) 著しい経済情勢の変動、天災地変その他やむを得ない事由により、この契約に定める条件で契約の一部の履行が困難となったとき。
- 2 履行期間が事業年度を超える契約において、日本国政府の予算又は方針の変更等によりこの契約の変更を行う必要が生じた場合には、甲はこの契約の内容を変更できるものとする。
- 3 前二項の規定により契約を解除するときは、前三条の規定に準じ精算するものとする。
- 4 乙は、第1項により契約を解除し、又は契約の一部を変更する場合は、委託事業中止申請書

(別紙様式第4号) 正副2部を甲に提出し、承認を得るものとする。

(委託事業計画の変更)

第12条 乙は、前条に規定する場合を除き、第1条に規定する委託事業計画書に記載された事項を変更しようとするときは、委託事業計画変更承認申請書(別紙様式第5号)を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、委託事業計画書7の収支予算の支出の部の区分欄に掲げる経費の相互間における30パーセント以内の金額の流用については、この限りではない(一般管理費への他経費からの流用を除く。)

2 甲は、前項の承認をするときは、条件を付することができる。

(不正申請又は不正等行為に対する措置)

第13条 甲は、乙がこの契約の締結に際しての不正の申請(以下「不正申請」という。)又は委託業務の実施に当たっての不正若しくは不当な行為(以下「不正等行為」という。)をした疑いがあると認められる場合は、乙に対して内部調査を指示することができる。

2 乙は、前項の指示を受けたときには、その内部調査の結果を書面により、甲に報告しなければならない。

3 甲は、不正申請又は不正等行為の有無を確認するため、前項の報告の内容を精査するに当たり、必要と認めるときは、乙に通告の上、乙の施設等に立ち入り、調査(以下「立入調査」という。)をすることができる。

4 甲は、第2項による報告が著しく遅滞している場合など、特に必要があると認めるときは、前三項の規定にかかわらず、内部調査を経ずに立入調査をすることができる。

5 甲は、第2項の報告の精査又は前二項の立入調査の結果、不正申請又は不正等行為が明らかになったときは、契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

6 甲は、不正申請又は不正等行為の事実が確認できたときは、氏名及び当該事実の内容を公表することができる。

7 甲は、前各項のほか、契約の適正化を図るための必要な措置を講じることができる。

(契約の解除等)

第14条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除又は変更することができる。併せて、既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(違約金)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合には、甲は乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破綻手続開始の決定があった場合において、破綻法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、前条の規定によりこの契約を解除した場合、これにより乙に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

(利息金)

第16条 甲は、不正申請又は不正等行為に伴う返還金に利息金を付加するものとする。

2 利息金は、返還金に係る委託費を乙が受領した日の翌日から起算し、返還金を納入した日までの日数に応じ、年利3パーセントの割合により計算するものとする。

(著作権)

第17条 甲は、この委託事業により取得した著作権を、乙から承継するものとする。

(本委託事業の調査)

第18条 甲は、必要に応じ、乙に対し、本委託事業の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について所要の調査報告を求め、又は実地に調査することができるものとし、乙はこれに応じなければならないものとする。その際、農林水産省も実地調査を行う場合がある。

(帳簿等)

第19条 乙は、本委託事業の委託費について帳簿を作成、整備した上で、乙単独の事業又は国庫補助事業等の経費とは別に、それぞれ明確に区分して経理しなければならない。

2 乙は、委託費に関する帳簿への委託費の収入支出の記録は、当該収入支出の都度、これを行うものとし、新たに物品等を取得した場合には、記帳等の管理を行うものとする。

3 乙は、前項の帳簿及び委託事業実績報告書に記載する委託費の支払実績を証するための証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を、乙の文書管理規程等の保存期限の規定にかかわらず、当該委託事業終了の翌年度の4月1日から起算して5年間、整備・保管しなければならない。

4 乙は、委託事業実績報告書の作成・提出に当たっては、帳簿及び証拠書類等と十分に照合した委託費の支払実績額を記載しなければならない。

5 乙は、前各項の規定のいずれかに違反し、又はその他不適切な委託費の経理を行ったと甲が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の交付を受けることができず、又は既にその交付を受けている場合には、甲の指示に従い当該額を返還しなければならない。

(旅費及び賃金)

第20条 乙は、委託費からの旅費及び賃金の支払については、いずれも本委託事業の事業内容と直接関係ある出張又は用務に従事した場合に限るものとする。

2 乙は、前項の規定に違反した不適切な委託費の経理を行ったと甲が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の交付を受けることができず、又は既にその交付を受けている場合には、甲の指示に従い当該額を返還しなければならない。

(秘密の保持)

第21条 乙は、本委託事業に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

(1) 知得した際、既に乙が保有していたことを証明できる情報

(2) 知得した後、乙の責めによらず公知となった情報

(3) 秘密保持を負うことなく正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報

(4) 甲から開示された情報によることなく独自に開発して得たことを証明できる情報

(5) 事前協議により甲の承諾を得た著作物及びその二次的著作物その他事前に甲の同意を得た情報

2 乙は、本委託事業の成果に係る著作権を甲へ承継した場合には、本委託事業に関する資料を転写し、又は第三者に閲覧若しくは貸出しをしてはならない。



(個人情報に関する秘密保持等)

第22条乙は、本委託事業に関して知り得た個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。))をいう。以下同じ。)を本委託事業の遂行に使用する以外に使用し、又は提供してはならない。

2 乙は、保有した個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 前二項については、本委託事業が終了した後においても同様とする。

(個人情報の複製等の制限)

第23条 乙は、本委託事業を行うために保有した個人情報について、毀損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ本委託事業の目的を達成することができない場合以外には、複製、送信、送付又は持ち出しをしてはならない。

(個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応)

第24条 乙は、保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告しなければならない。

(本委託事業が終了したときの個人情報の消去及び媒体の返却)

第25条 乙は、本委託事業が終了したときは、本委託事業において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うとともに、甲より提供された個人情報については、返却しなければならない。

(賠償責任)

第26条 甲は、乙が本委託事業の実施に当たり被った損害、乙に属する者の損害及び第三者に与えた損害に対しては、一切の損害賠償の責を負わないものとする。

(その他)

第27条 この委託契約書に定める事項及び定めのない事項について疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本委託事業に関する訴えの第一審は、甲の所在地を所管する地方裁判所の管轄に専属するものとする。

3 支援対象課題数等業務量等に大きな変動が生じた場合には、甲乙協議の上、委託費の限度額及び履行期間を変更する場合がある。

(特約事項)

第28条 この委託契約書に定める事項以外の特約事項は、第4条第2項に定める事項のほか、別紙2「談合等の不正行為及び暴力団の関与に関する特約条項」に定めるとおりとする。上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

委託者(甲) 東京都千代田区内幸町1-2-1 日土地内幸町ビル2階  
公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会  
理事長 藤本 潔 印

受託者(乙) 住所  
受託者  
代表者名・氏名 印

## 別紙 1

### 委託事業の再委託に関する特約条項

#### (目的)

第1条 本特約条項は、乙が委託事業をより効果的に遂行するため、委託事業の一部を再委託する場合の取扱いについて定めることを目的とする。

#### (再委託の範囲)

第2条 再委託は委託契約書（以下「契約書」という。）第1条第2号に定める委託事業の内容の範囲を超えてはならない。

#### (再委託の条件)

第3条 乙は、甲の承認を受け、この委託事業を第三者に再委託する場合は、秘密の保持及び個人情報取扱いに関して必要かつ適切な監督を行い、契約書第21条から第25条までに規定する甲に対する義務を当該第三者に約させなければならない。

2 乙は、前項の規定により第三者に再委託する場合には、当該第三者に再々委託をさせてはならない。

#### (報告書)

第4条 乙は、契約書第5条に定める委託事業実績報告書を事業の履行期限までに再委託先より提出させなければならない。

#### (著作権)

第5条 契約書第17条の規定は、再委託の結果生じた著作権について準用する。ただし、著作権の持分については、乙が再委託先との協議の上、別途定めることができる。

## 談合等の不正行為及び暴力団の関与に関する特約条項

(談合等の不正行為に係る解除等)

第1条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。併せて、既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあつては、その役員、使用人その他従業員を含む。次条第1項第4号及び第2項第2号において同じ。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 乙は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として、甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人に係る刑法第96条の3又は第198条若しくは独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する金額のほか、契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第2号の規定により確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(暴力団関与の場合の属性要件に基づく契約解除)

第3条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（暴力団関与の場合の行為要件に基づく契約解除）

第4条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（暴力団が関与していない旨の表明確約）

第5条 乙は、第3条の各号及び第4条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

（暴力団関与の場合の損害賠償）

第6条 甲は、第3条又は第4条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償又は補償することを要しない。

2 乙は、甲が第3条又は第4条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（暴力団関与の場合の不当介入に関する通報・報告）

第7条 乙は、自らが、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否するとともに、速やかに当該不当介入の事実を甲に報告し、かつ、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

## 委託事業計画書

### 第1. 事業計画

#### 1. 事業目的

農林水産業・食品産業の持続的発展に向けて、農林水産業・食品産業が抱える様々な課題を解決するためには、生物機能等を利用した独創的な製品・素材の生産、スマート技術を利用した画期的なシステム改善、カーボンニュートラルを目指す循環型社会システムの確立等が不可欠であり、これらの実現のためには、革新的な研究開発を行う中小企業（以下「スタートアップ等」という）の有する技術を円滑に社会実装に繋げ、イノベーション創出を図ることが必要である。

公益社団法人 農林水産・食品産業技術振興協会（以下「JATAFF」という。）は、スタートアップ等が社会実装に繋げるための大規模技術実証事業を実施するための基金を国の補助金の交付を受け造成し、農林水産省中小企業イノベーション創出推進事業（以下「SBIR フェーズ3基金事業」という。）を開始したところである。

本事業では、JATAFF が実施する SBIR フェーズ3基金事業において、プロジェクト実施主体に対して的確な支援を行い、スタートアップ等有する技術の社会実装の促進を図ることを目的とする。

#### 2. 事業対象

SBIR フェーズ3基金事業で採択された研究課題を対象とする。

なお、SBIR フェーズ3基金事業スキーム及び公募テーマは、別表1、2のとおりとする。

#### 3. 事業内容

本業務では、令和5年度～令和8年度に採択する研究課題の次の伴走支援を対象とする。業務量の算定に当たっては、令和5年度に採択されるプロジェクト数を、30件程度としその後、採択、改廃が繰り返され50件程度の課題と仮定するとともに、令和9年度は過年度に採択した研究課題の伴走支援のみ行うことを想定する。

##### (1) 社会実装に向けたプロジェクト実施主体へのサポート

###### 1) JATAFF の指示に基づき、各プロジェクトの事業化に向けた取組への支援を行う。

具体的には、プロジェクトの進行管理や事業化支援を行う者としてプロジェクト毎に JATAFF が委嘱するプロジェクトリーダー（PL）を中心に、伴走支援を担当する JATAFF 職員及び JATAFF が委嘱する有識者等と協力し、チーム体制で各プロジェクトの進捗状況を把握するとともに、以下に示す①～③の業務を実施し、事業化に向けて必要な助言等を行う。なお、JATAFF が実施する SBIR フェーズ3基金事業執行の総合判断やプロジェクト採択等を行うために JATAFF が設置する「採択及び評価等委員会」から指摘があった場合には、その指摘を踏まえて助言等の内容の見直しを行う。

① スタートアップ等の個別要望への対応（メンタリング）

② 実証・商談支援

③ 資金調達・融資支援

###### 2) 本業務委託者が研究課題のコンソーシアムに参加し採択された場合には、伴走支援において、当該補助事業に対する業務を厳に除外（同プロジェクトは、JATAFF 職員及び JATAFF が委嘱する有識者が担当）する。

##### (2) 状況報告

原則として毎月2回以上、(1)の業務で得た情報や各プロジェクトへの助言等を行った結果を JATAFF 及び農林水産省と共有するための打合せの場を設ける。打合せは、オンライン実施も可能とし、終了後は打合せ概要を作成し JATAFF へてに提出する。

また、プロジェクトの実施主体を出席させる必要があると JATAFF が判断した場合には、その連絡調整を行う。



(3) フォローアップ委員会の設置・運営の補助

プロジェクトの伴走支援を担当する JATAFF 職員及び JATAFF が委嘱する有識者等と協力して、JATAFF が設置し原則 4 半期に 1 回開催するフォローアップ委員会\* (以下「委員会」という。)の運営補助を行う。

具体的には、JATAFF の指示に基づき、(1)の業務で得た情報等をもとに個別プロジェクトの進捗状況等を取りまとめ報告を行うとともに、実証技術の初期市場創出・市場拡大に向けた具体策 (規制緩和、導入支援等の官民ロードマップ等) の策定等を支援する事務局業務を行う。

なお、プロジェクトの内容等によっては複数のプロジェクトをグループ化した委員会を設置することもある。

\* フォローアップ委員会は、農林水産省のプロジェクト関係原課、プロジェクト実施主体、プロジェクトリーダー、ユーザー業界 (省庁) 関係者、有識者等を構成員とする委員会。プロジェクトの進捗把握・管理・調整等を行うため、原則としてプロジェクト毎に設置する。

(4) プロジェクト実施主体への実績報告書作成等の支援

(1)のサポートの結果として得られる情報を踏まえ、プロジェクトの体制整備及び実証進捗管理並びに資金管理が適切な執行がなされているか否かを JATAFF が検証するための情報整理を行う。JATAFF からの検証結果の報告及び指示を踏まえ、各プロジェクト実施主体に対し、実績報告書 (経理関係除く。)作成に当たっての助言、支援を行う。

(5) 会議、イベント等への各種資料の作成

本事業の推進のために必要なものとして JATAFF が指示する各種会議、イベント等に必要な資料作成を行う。

(6) 業務報告書作成、提出

本業務で実施した業務内容について、次のとおり、年度ごとに報告書及びその概要版を作成し、電子媒体で提出する。納品する電磁的記録媒体は、ウイルスチェックを行ったうえで、ウイルスチェックに関する情報 (ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等) を記録したラベルを添付する。

なお、報告書類は事前に十分な時間的余裕 (概ね 1 か月前) をもって JATAFF に相談するものとする。

① 毎年度業務報告書 (最終年度を除く。)

毎年度の業務報告書を各年度末までに JATAFF に提出すること。

② 最終報告書 (最終年度のみ。)

業務最終年度の最終報告書 (第 1 条第 3 号の履行期間全体分) を年度末までに JATAFF に提出すること。

(7) 補助事業終了後の対応

プロジェクト実施主体に対して、補助事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間、事業継続状況の報告を求める予定のため、受託者は、当該業務に必要な経費を含め JATAFF 理事長と協議の上、事業継続状況の調査等の業務を行うものとする。

#### 4 実績報告書・支払方法等

(1) 支払額の確定方法

受託者は、本委託事業の実施期間中の毎年度末までに当年度の実績報告書を JATAFF に提出する。JATAFF は、実績報告書に基づき必要に応じて現地調査を行い、支払額を確定する。その際、農林水産省も現地調査を行う場合がある。

また、受託業務に係る取引先（委託先、外注先及びそれ以下の委託先、外注先を含む）に対しても、同様の現地調査等を実施することがある。

支払額は、計画金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となる。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となる。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる場合がある。

※ 本事業の対象とする受託業務費用区分は、別表3のとおり。

## (2) 支払い時期

受託業務費用は、原則として、年度毎の支払いとする。

また、本受託業務に充てられる自己資金等の状況次第では、受託業務実施中の支払い（概算払）も可能とする。なお、受託業務終了後、精算を行い、委託費の原資として基金から受け取った資金に残余が生じた場合には、これを JATAFF に返還するものとする。

## 5 事業実施期間

契約締結日～令和10年3月31日

なお、補助事業者に対して、補助事業が完了した日の属する補助事業者の会計年度の終了後5年間、事業継続状況の報告を求める予定のため、乙は、甲と協議の上、事業継続状況の調査（当該業務に必要な経費等含む。）等の業務を行うものとする。

## 6 実施体制

### (1) 実施体制図

公募企画提案書に記載したものを表示

### (2) 各機関の役割

公募企画提案書に記載したものを表示

### (3) 事業化支援を補佐する者の役割

公募企画提案書に記載したものを表示

### (4) 再委託・外注先

公募企画提案書に記載したものを表示

#### ① 履行体制図

#### ② 各機関の役割

公募企画提案書に記載したものを表示

7 収支予算  
令和●年度  
収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	備 考
		消費税●●●●円を含み

支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	備 考
I 人件費		
II 事業費 ①旅費 ②会場費 ① 謝金 ② 備品費 (10万円未満に限る) ⑤消耗品費 ⑥印刷製本費 ⑦補助職員人件費 ⑧その他諸経費		
III 再委託費・外注費		
IV 一般管理費		
合 計		

委託事業実績報告書

令和 年 月 日

公益社団法人 農林水産・食品産業技術振興協会  
理事長 藤本 潔 あて

住所：  
商号又は名称：  
代表者氏名： 印

令和 年 月 日付け委託契約に基づく「農林水産省中小企業イノベーション創出推進事業（SBIRフェーズ3基金事業）にかかるプロジェクト実施主体への社会実装支援業務」について、下記のとおり事業を実施したので委託契約書第5条の規定により、その実績を報告します。

記

1. 事業実績

(1) 事業実施方針及び事業の内容

(2) 事業実施期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

(3) 担当者

(4) 事業の成果(又はその概略)

2. 収支精算  
令和〇年度

収入の部

(単位:円)

区 分	精算額(A)	予算額(B)	比較増減(A-B)		備 考
			増	減	
委託費					
自己負担額					
計					うち消費税及び地方消費税の額

支出の部

(単位:円)

区 分	精算額(A)	予算額(B)	比較増減(A-B)		備 考
			増	減	
I 人件費					
II 事業費 ①旅費 ②会場費 ③謝金 ④備品費 ⑤消耗品費 ⑥印刷製本費 ⑦補助職員人件費 ⑧その他諸経費					
III 再委託・外注費					
IV 一般管理費					
合 計					



概算・精算払請求書

令和 年 月 日

公益社団法人 農林水産・食品産業技術振興協会  
理事長 藤本 潔 あて

住所：  
商号又は名称：  
代表者氏名： 印

令和 年 月 日付け委託契約に基づく「農林水産省中小企業イノベーション創出推進事業 (SBIRフェーズ3基金事業) にかかるプロジェクト実施主体への社会実装支援業務」について、委託契約書第8条の規定により、下記により交付されたく請求いたします。

記

(当年度請求額等)

(単位:円)

区分		委託費総額	既受領額	今回請求額	残 額
委託費					
計					

(振込先口座)

金融機関名		銀行	銀行コード(4桁)	
		支店	支店コード(3桁)	
フリガナ				
口座名				
預金種別				
口座番号(7桁)				

委託事業中止(廃止)申請書

令和 年 月 日

公益社団法人 農林水産・食品産業技術振興協会  
理事長 藤本 潔 あて

住所：  
商号又は名称：  
代表者氏名： 印

令和 年 月 日付け委託契約に基づく「農林水産省中小企業イノベーション創出推進事業(SBIRフェーズ3基金事業)にかかるプロジェクト実施主体への社会実装支援業務」について、下記のとおり中止(廃止)をしたいので委託契約書第11条の規定により承諾されたく申請します。

記

1. 委託事業計画中止(廃止)の理由
2. 中止(廃止)しようとする以前の委託事業実施状況
  - (1) 事業内容について

(2) 経費について

区分・項目	予算額(円)	○月○日現在支出済額(円)	残 額(円)	支出予定額(円)	中止(又は廃止)に伴う不用額	備 考
計						

3. 中止(廃止)後の措置
  - (1) 委託事業について
  - (2) 経費について
  - (3) 経費予定明細

区分・項目	支出予算金額(円)	算出基礎(名称・数量・単価・金額)
計		

別紙様式第5号(第12条関係)

委託事業計画変更承認申請書

令和 年 月 日

公益社団法人 農林水産・食品産業技術振興協会  
理事長 藤本 潔 あて

住所：  
商号又は名称：  
代表者氏名： 印

令和 年 月 日付け委託契約に基づく「農林水産省中小企業イノベーション創出推進事業（SBIRフェーズ3基金事業）にかかるプロジェクト実施主体への社会実装支援業務」について、下記のとおり計画変更をしたいので委託契約書第12条の規定により承認されたく申請します。

記

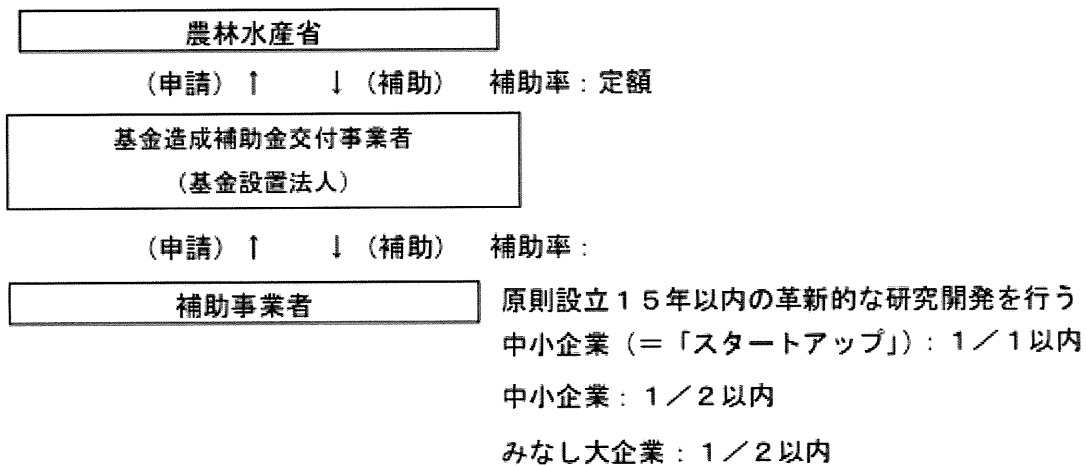
1. 変更する理由
2. 変更する委託事業計画の内容
3. 変更した経費区分

※ 記載方法は、別に定める場合を除き、委託事業計画書の様式を準用し当初計画と変更計画を明確に区分して記載のこと。

(別表 1)

## 事業スキーム

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づく指定補助金等として、補助金により造成された基金を用いて造成された基金を用いて、フェーズ3基金事業を行い、補助事業者の申請に基づき交付します。



注1 複数年の交付決定合計額に対する補助率

注2 「中小企業」とは、科学技術・イノベーション活性化法第2条第14項に規定する中小企業者をいう。また、「スタートアップ」の判断にあたっては、技術の態様に応じ弾力的に運用することとし、J-Startup又はJ-Startup地域版選定スタートアップを含む。

注3 「みなし大企業」とは、中小企業者であって、以下のいずれかを満たすものをいう。

- ・ 発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業(※)の所有に属している企業
- ・ 発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業(※)の所有に属している企業
- ・ 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されている企業

※「大企業」とは、事業を営むもののうち、中小企業者を除くものをいう。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関(ベンチャー財団)と基本約定書を締結した者(特定ベンチャーキャピタル)
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

(別表 2)

## 公募テーマ (第1回)

---

以下の14のテーマを予定しております。

- ・ 新たな育種技術を活用した画期的な農畜林水産物の開発・実証
- ・ 品種開発力を強化するスマート育種事業の実証
- ・ 農作業の自動化・効率化のための革新的スマート農業技術・サービスの開発・実証
- ・ 温室効果ガスの削減等に資する農業技術実証
- ・ 新たな飼料及び増産機械の活用等による革新的国産飼料生産・流通・利用技術の実証
- ・ スマート技術を利用した画期的畜産技術の実証
- ・ 林業の自動化・遠隔操作化等に向けたスマート技術の実証
- ・ 林産物高度利用の社会実装に向けた技術実証
- ・ 持続可能な養殖業の発展に向けた魚粉代替原料の開発・実証
- ・ 資源評価・管理から生産・加工・流通に至る革新的スマート水産技術の開発・実証
- ・ 日本産農林水産物・食品の輸出を加速化する生産・流通システムの開発・実証
- ・ 穀物の新規需要を創出する製造技術の実証
- ・ 食品産業において活用するスマート技術の開発・実証
- ・ バイオ技術等（フードテック）の実証を通じた新しい食品・飼料の開発・実証



(別表 3)

## 受託業務費用区分

(1) 本事業の対象とする経費は、受託業務の遂行に直接必要な経費及び受託業務成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

区 分	内 容
業務管理費 (直接経費)	人件費、旅費、会場費、謝金、備品費(10万円未満に限る。)、消耗品費、印刷製本費、補助職員人件費、その他諸経費(通信運搬費(郵便料、運送代、通信・電話料等)、光熱水費(電気、水道、ガス)、設備の修繕・保守費、文献購入費、広報費等)、再委託費、外注費
(一般管理費)	一般管理費

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・受託業務内容に照らして当然備えているべき機器・備品等(机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等)
- ・受託業務実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他受託業務に関係ない経費

(3) 一般管理費の算出本契約における一般管理費率は、委託先の規程と8%を比較して、いずれか低い方、又は規程がない場合は契約時の直近3ヶ年の損益計算書等により算出された一般管理費率と8%を比較して、いずれか低い方を上限とします。

(4) 再委託・外注費にかかる精算処理等 本契約において、再委託・外注費を計上する業務がある場合は、個別協議にて決定致します。

また、グループ企業との取引であることを選定理由とした調達は原則、認められません。経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者等を選定してください。